



# 労使間の取扱いに関する協約の遵守を求める！

## 申9号2025年2月13日提出

新潟地本は12月5日、申4号「再三繰り返される『労働時間改ざんによる賃金未払い』の是正を求める申し入れ」の団体交渉を行いました。

開始冒頭に、新潟支社の交渉員が過去の交渉内容が分からない状態で団体交渉に臨んでいることが明らかになりました。また、信義誠実対等の原則に基づく団体交渉には更なる調査が必要であり、交渉継続が困難と判断し中断を余儀なくされました。このことは、東日本ユニオンが会社と締結している労使間の取扱いに関する協約の第14条（団体交渉は信義誠実対等の原則に従い秩序を保ち平和理に行う）に反しています。

組合と会社双方の代表者同士が臨む交渉の場において、このような姿勢で参加することは協約違反であり看過することはできません。申9号を提出し、協約の遵守を強く求めます。



労働組合法第7条に「不当労働行為の禁止」が定められています。団体交渉を拒否したり、誠実な対応をしないことも不当労働行為にあたります。

### 申9号申し入れ項目

1. 労使間の取扱いに関する協約(令和6年10月1日締結)を遵守すること。

# 東日本ユニオンは組合員の利益を守るため、会社へのチェック機能を果たしていきます！